

平成25年11月26日  
消 防 庁

## 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応

消防庁では、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（案）等の内容について、平成25年8月30日から平成25年9月29日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見はありませんでした。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を本日公布しました。

### 1 意見募集の結果

告示案について、平成25年8月30日から平成25年9月29日までの間、意見を募集したところ、意見はありませんでした。

### 2 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を平成25年11月26日に公布しました。

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第19号）
- (2) 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件（平成25年消防庁告示第20号）

### 3 公布された告示の内容

今回の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（消防庁長官告示）の一部を改正する件等の主な改正事項は、以下のとおりです（告示の概要は別紙のとおりです。）。

- (1) 消防用設備等の点検要領に示している不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の容器弁の安全性に係る点検項目及び点検期限について、容器弁の消防用設備等の点検の基準において新たに規定し、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るとともに、点検票について所要の規定の整備を行うものです。
- (2) 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができるものについて、検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとするものです。
  - (1) 火災報知設備の感知器
  - (2) 住宅用防災警報器

【参考】

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）等に対する意見募集」

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2508/250830\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2508/250830_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：吉村補佐、青島）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式  
を定める件の一部を改正する件等について

平成 25 年 1 1 月  
消 防 庁 予 防 課

【概要】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、当該容器弁の点検項目及び点検期限等を新たに規定する等の改正を行うほか、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることできることに規定が変更されたことに伴い、所要の告示を定めるものである。

1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

【改正理由】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の耐圧性能や気密性能等の安全性に係る点検については、現在、消防用設備等の点検要領に基づき行っているところであるが、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえ、安全性に係る点検の実効性の向上等を図るべく、ガス系消火設備等の容器弁の安全性に係る点検基準について告示化を行うこととした。

【内容】

不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備等の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、過去の容器弁の耐久性に係る試験データや意見公募の結果等を踏まえ、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の点検基準について、不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるものにあつては点検期限を 25 年、それ以外のもの（不活性ガス消火設備のうち消火剤に二酸化炭素を用いるもの以外のもの、ハロゲン化物消火設備等）にあつては点検期限を 30 年とする。また、安全性に係る点検項目を新たに規定するとともに、点検票について所要の規定の整備を行う。

【施行期日・経過措置】

公布の日から施行する。  
また、所要の経過措置を設けるものとする。

2. 型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを定める件について

**【理由】**

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）が改正され、型式適合検定が、立会い方式を原則とするが、データ審査方式の方法によることできることに規定が変更されたことに伴い、データ審査方式で行うことができる検定対象機械器具等を定める。

**【内容】**

検定対象機械器具等で製造工程における信頼性が確保されているものとして次に定めるもののうち、主要な項目の検査に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとする。

- （1）火災報知設備の感知器
- （2）住宅用防災警報器

**【施行期日】**

平成 26 年 4 月 1 日

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十六日

消防庁長官 大石 利雄

別表第六 1 (1)イ(イ)を次のように改める。

(イ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、

その他のものうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後または容器弁の安全性の点検の実施後 25 年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 25 年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第六 1 (1)イ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の

安全性の点検の実施後 25 年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 25 年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜き取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能



所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

別表第六 1(2)ウを次のように改める。

ウ 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

#### (4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

##### a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

##### b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

##### c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第六一(2)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常

が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であるこ

と。

f 表示

適正であること。

別表第七1(1)ウを次のように改める。

ウ 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められず、かつ、当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐

圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第七一(1)カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第七 1 (2)カ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 容器弁

a 外形



変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第七1(2)カ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点

検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜き取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水压をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封

板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

別表第七一(3)ウを次のように改める。

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められ

たものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第七 1(3)中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第八 1 (1)ウを次のように改める。

ウ 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。



c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第八 1(1)中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間

に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- a 外観  
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 構造、形状及び寸法  
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- c 耐圧性能  
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- d 気密性能  
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であると。

- f 表示  
適正であること。

別表第八 1(2)カウを次のように改める。

- (ウ) 容器弁
  - a 外形  
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにおいてはその点検後速やかに、その他のものにおいてはその設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施

後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第八 1 (1)カ中(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでに、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- (b) 構造、形状及び寸法  
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。
- (c) 耐圧性能  
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。
- (d) 気密性能  
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 安全装置の作動  
安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。
- (f) 表示  
適正であること。

別表第八 1 (3)ウを次のように改める。

## ウ 容器弁

### (7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

### (4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

#### a 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

#### b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第八 1 (3) 中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(8) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに



、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第二十八 1(2)イを次のように改める。

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(8) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに

、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であると。

f 表示

適正であること。

別表第二十八 1(2)エを次のように改める。

エ 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにおいて当該点検後速やかに、その他のものにおいて設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次

の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められ たものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐 圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第二十八 1 (3)オウを次のように改める。

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第二十八 1 (3)オ中(カ)とし、(エ)をオとし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

## b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜き取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

### (a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

### (b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

### (c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。



(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

別表第二十九 1 中「1 機器点検」を「1 機器点検」に改める。

次の事項について確認すること。」

別表第二十九 1 (2)イを次のように改める。

イ 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

(4) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜き方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

別表第二十九 1(2)エを次のように改める。

エ 容器弁

(7) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

#### (4) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

##### a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

##### b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

##### c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

別表第二十九 1(3)オ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認

められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

別表第二十八 1(3)オ中カ)をキ)とし、(オ)をカ)とし、(エ)をオ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(E) 安全装置 (容器弁に設けられたものに限る。)

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでに、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後 30 年を経過するまでの間に実施する場合 (安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外觀

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水压をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。



別記様式第六（その一）を次のように改める。

別記様式第6

(その1)

不活性ガス（二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541）消火設備点検票		(区画名： )		
		(設備方式：全域・局所・移動)		
名称		防火管理者	㊟	
所在		立会者	㊟	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
点検者	資格番号	点検者所属会社	社名 TEL	
	氏名 ㊟		住所	
点検項目		点検結果		
		種別・容量等の内容	判定 不良内容	
機器点検				
消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況		
		外形		
		表示・標識		
	高圧式	※ 消火剤量		本
		容器弁	外形	
			安全性	
		安全装置	外形	
			安全性	
		容器弁開放装置	外形	
	電気式 ガス圧式			
	低圧式	消火剤量		kg
		液面計・圧力計		
		圧力警報装置・安全装置等		
		自動冷凍機		
		放出弁		
放出弁開放装置		外形		
		電気式 ガス圧式		
バルブ類				
連結管・集合管				
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形		
		表示		
	※ ガス量		本	
	容器弁	外形		
		安全性		
	安全装置	外形		
		安全性		
	容器弁開放装置	外形		
電気式 手動式				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - ※印のあるものは、(その5)に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第七（その一）を次のように改める。

別記様式第7

(その1)

ハロゲン化物 (ハロン2402、1211、1301、HFC-23、HFC-227ea、FK-5-1-12) (区画名： )							
消火設備点検票				(設備方式：全域・局所・移動)			
名称				防火管理者	Ⓜ		
所在				立会者	Ⓜ		
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日				
点検者	資格番号	点検者 所属会社	社名 TEL				
	氏名 Ⓜ		住所				
点検項目			点検結果			措置内容	
			種別・容量等の内容	判定	不良内容		
機器点検							
蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況					
		外形					
		表示・標識					
	※ 消火剤量			本			
	容器弁	外形					
		安全性					
	安全装置	外形					
		安全性					
	容器弁開放装置	外形					
		電気式					
ガス圧式							
指示圧力計							
連結管・集合管							
加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況					
		外形					
		表示・標識					
		安全装置					
	消火剤量			kg			
	放出弁						
	放出弁開放装置	外形					
		電気式					
		ガス圧式					
	バルブ類						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - 6 ※印のあるものは、(その5)に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第七（その二）を次のように改める。

別記様式第7

ハロゲン化物消火設備（その2）

加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況					
			外形					
			表示					
		※ ガス量						
		容器弁	外形					
			安全性					
		安全装置	外形					
			安全性					
		容器弁開放装置	外形					
			電気式					
ガス圧式								
連結管・集合管								
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形						
		表示						
	※ ガス量			本				
	容器弁	外形						
		安全性						
	安全装置	外形						
安全性								
容器弁開放装置	外形							
	電気式							
	手動式							
選択弁	本体	外形						
		表示						
		機能						
	開放装置	外形						
		電気式						
操作管・逆止弁			ガス圧式					
			機能					
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況						
		操作箱						
		表示						
		電源表示灯						
		音響警報起動用スイッチ						
		放出用・非常停止用スイッチ						
		表示灯						
	保護カバー							
	自動式装置	火災感知装置	専用	兼用				
		自動・手動切替装置						
自動・手動切替表示灯								
警報装置	外形							
	音響警報							
	音声警報							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。  
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。  
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。  
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。  
 6 ※印のあるものは、（その5）に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第八（その一）を次のように改める。

別記様式第8

(その1)

粉末消火設備点検票				(区画名: ) (設備方式: 全域・局所・移動)	
名称		防火 管理者		㊟	
所在		立会者		㊟	
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日	～	年 月 日
点検者	資格 番号	点検者 所属会社	社名 TEL		
	氏名 ㊟		住所		
点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機器点検					
蓄 圧 式 粉 末 消 火 剤 貯 蔵 容 器 等	消 火 剤 貯 蔵 容 器	周囲の状況			
		外形			
		表示・標識			
	※ 消 火 剤 量		本		
	容 器 弁	外形			
		安 全 性			
	安 全 装 置	外形			
		安 全 性			
	容 器 弁 開 放 装 置	外形			
		電 気 式			
ガ ス 圧 式					
指 示 圧 力 計		MPa			
バ ル ブ 類					
連 結 管 ・ 集 合 管					
加 圧 式 粉 末 消 火 剤 貯 蔵 容 器 等	消 火 剤 貯 蔵 タ ン ク	周囲の状況			
		外形			
		表示・標識			
		安 全 装 置			
	消 火 剤 量		kg		
	放 出 弁				
	放 出 弁 開 放 装 置	外形			
		電 気 式			
ガ ス 圧 式					
バ ル ブ 類					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
  - ※印のあるものは、(その5)に容器ごとの点検結果を記入すること。



別記様式第八（その二）を次のように改める。

別記様式第 8

粉末消火設備 (その 2)

加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況				
		外形表示				
	※	ガス量		本		
	容器弁	外形				
		安全性				
	安全装置	外形				
		安全性				
	容器弁開放装置	外形				
		電気式				
		ガス圧式				
	圧力調整器					
	連結管・集合管					
	定圧作動装置					
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形表示				
		※	ガス量		本	
	容器弁	外形				
		安全性				
	安全装置	外形				
安全性						
容器弁開放装置	外形					
	電気式 手動式					
選択弁	本体	外形表示				
		機能				
	開放装置	外形 電気式 ガス圧式				
	操作管・逆止弁	外形 機能				
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況				
		操作箱表示				
		電源表示灯				
		音響警報起動用スイッチ				
		放出用・非常停止用スイッチ				
		表示灯				
	保護カバー					
自働式装置	火災感知装置		専用	兼用		
	自動・手動切替装置					
	自動・手動切替表示灯					
警報装置	外形					
	音響警報					
	音声警報					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。  
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。  
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。  
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。  
 6 ※印のあるものは、(その 5) に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第二十八（その一）を次のように改める。

パ ッ ケ ー ジ 型 消 火 設 備 点 検 票						
名 称				防 火 管理 者	㊦	
所 在				立 会 者	㊦	
点 検 種 別	機器点検・総合点検	点 検 年 月	年 月 日	～	年 月 日	
点 検 者	資 格 番 号	点 検 者 所 属 会 社	社 名		TEL	
	氏 名 ㊦		住 所			
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容	
		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	判 定	不 良 内 容		
機 器 点 検						
パ ッ ケ ー ジ	周 囲 の 状 況					
	外	形				
	表	示				
	表	示 灯				
	設 置 場 所					
蓄 圧 式 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器					
	安 全 装 置	外 形				
		安 全 性				
	※ 消 火 薬 剤					
	容 器 弁	外 形				
		安 全 性				
	バ ル ブ 類					
指 示 圧 力 計						
加 圧 式 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器					
	安 全 装 置					
	※ 消 火 薬 剤					
	バ ル ブ 類					
	加 圧 用 ガ ス 容 器	外 形				
		表 示				
	※ ガ ス 量					
容 器 弁	外 形					
	安 全 性					
安 全 装 置	外 形					
	安 全 性					
バ ル ブ 類						
圧 力 調 整 器						

別記様式第二十九（その一）を次のように改める。

パッケージ型自動消火設備点検票					
名称				防火 管理者	㊟
所在				立会者	㊟
点検種別	機器点検・総合点検	点検年月日	年 月 日～	年 月 日	
点検者	資格 番号	点検者 所属会社	社名 TEL		
	氏名 ㊟		住所		
点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機 器 点 検					
パ ツ ケ ー ジ	周囲の状況				
	外形				
	表示				
	同時放射区域				
蓄 圧 式 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	消火薬剤貯蔵容器		本		
	安全装置	外形			
		安全性			
	※消火薬剤				
	容器弁	外形			
		安全性			
	容器弁 開放装置	外形			
		機能			
	バルブ類				
	指示圧力計				
加 圧 式 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	消火薬剤貯蔵容器		本		
	安全装置				
	※消火薬剤				
	バルブ類				
	加圧用 ガス容器	外形			
		表示			
	※ガス量				
	容器弁	外形			
		安全性			
	安全装置	外形			
安全性					
容器弁 開放装置	外形				
	機能				
バルブ類					
圧力調整器					

## 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物における不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、ハロゲン化物消火設備の蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等、加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、粉末消火設備の蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、パッケージ型消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等並びにパッケージ型自動消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等（以下「ガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）に係る点検の基準については、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下「新告示」という。）別表第六 1 (1)及び(2)、別表第七 1 (1)から(3)まで、別表第八 1 (1)から(3)まで、別表第二十八 1 (2)及び(3)並びに別表第二十九 1 (2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。ただし、不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の容器弁又は安全装置の外形の点検において異常が認めら

れた場合は、この限りでない。

一 二酸化炭素を消火剤として用いる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等（以下「二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に設置されたものにあつては平成二十八年三月三十一日、昭和五十二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に設置されたものにあつては平成三十年三月三十一日、平成五年四月一日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に設置されたものにあつては当該二酸化炭素消火設備の不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して二十五年を経過する日

二 二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等以外のガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等のうち、昭和六十二年三月三十一日以前に設置されたものにあつては平成三十年三月三十一日、昭和六十三年四月一日から施行日の前日までの間に設置されたものにあつては当該不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して三十年を経過する日

3 新告示別記様式第六から別記様式第八まで、別記様式第二十八及び別記様式第二十九に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によること



ができる。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第六 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 容器弁</u></p> <p><u>a 外形</u></p> <p><u>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</u></p> <p><u>b 安全性</u></p> <p><u>容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの</u><u>にあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるもの</u><u>にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるもの</u><u>にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を</u></p>	<p>別表第六 不活性ガス消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) 消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 容器弁</u></p> <p><u>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</u></p>

経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(ウ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。  
この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著

しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(エ) 容器弁開放装置

a～c (略)

ウ～エ (略)

(2) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ウ) 容器弁開放装置

a～c (略)

ウ～エ (略)

(2) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの  
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年  
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること  
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検  
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器  
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に  
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係  
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐  
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない  
こと。

d 気密性能

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である

こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない

こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(3) ~ (19) (略)

2 (略)

別表第七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア~イ (略)

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(3) ~ (19) (略)

2 (略)

別表第七 ハロゲン化物消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア~イ (略)



ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの  
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年  
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること  
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検  
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器  
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に  
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係  
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐  
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない  
こと。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない  
こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶  
栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつ  
ては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては力が適  
正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

カ 指示圧力計

(略)

キ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

エ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

オ 指示圧力計

(略)

カ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等が

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。  
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a～c (略)

(カ) 圧力調整器

(略)

キ (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

(エ) 容器弁開放装置

a～c (略)

(オ) 圧力調整器

(略)

キ (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法



設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない  
こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶  
栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつ  
ては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧  
力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(4) ~ (18) (略)

2 (略)

別表第八 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

(4) ~ (18) (略)

2 (略)

別表第八 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの  
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年  
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること  
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検  
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器  
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に  
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係  
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐  
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない

ア～イ (略)

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がない  
こと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶  
栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつ  
ては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧  
力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

カ 指示圧力計

(略)

キ バルブ類

(略)

ク 連結管及び集合管

(略)

エ 容器弁開放装置

(ア) ~ (ウ) (略)

オ 指示圧力計

(略)

カ バルブ類

(略)

キ 連結管及び集合管

(略)

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつ  
ては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過  
するまでの間に、次の事項について実施すること。この場  
合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30  
年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点  
検において容器弁に異常が認められたものについて当該点  
検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り  
方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことが  
できる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著し  
い腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一で

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～オ (略)

カ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

あること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。  
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a ~ c (略)

(カ) 圧力調整器

(略)

(エ) 容器弁開放装置

a ~ c (略)

(オ) 圧力調整器

(略)

キ～ク (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のもの  
にあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年  
を経過するまでの間に、次の事項について実施すること  
。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検  
の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器  
弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
について当該点検後速やかに実施する場合を除く。）に  
あつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係  
る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐  
食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一である  
こと。

キ～ク (略)

(3) 起動用ガス容器等

ア～イ (略)

ウ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。



c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

(4)～(17) (略)

2 (略)

エ 容器弁開放装置

(ア)～(ウ) (略)

(4)～(17) (略)

2 (略)

別表第二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい

別表第二十八 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ (略)

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものに

ウ (略)

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

あつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ～カ （略）

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

オ～カ （略）

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと

。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。  
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) バルブ類

(略)

(カ) 圧力調整器

(略)

(4)～(6) (略)

(エ) バルブ類

(略)

(オ) 圧力調整器

(略)

(4)～(6) (略)



2 (略)

別表第二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ること。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。

この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

2 (略)

別表第二十九 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

(1) (略)

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア (略)

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ (略)

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

ウ (略)

エ 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ～キ (略)

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたもの  
にあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、  
次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）  
にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

オ～キ (略)

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ 加圧用ガス容器等

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 容器弁

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a. 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b. 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。  
この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置

の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a ～ b (略)

(カ) バルブ類

(エ) 容器弁開放装置

a ～ b (略)

(オ) バルブ類

(略)

(キ) 圧力調整器

(略)

(4)～(10) (略)

2 (略)

(略)

(力) 圧力調整器

(略)

(4)～(10) (略)

2 (略)

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の五第一項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができ製造工程における検査の信頼性が確保されているものを次のとおり定める。

平成二十五年十一月二十六日

消防庁長官 大石 利雄

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の五第一項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができ製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして定めるものは、次の表の上欄に掲げる機械器具等のうち、それぞれ当該下欄に掲げる主要な検査項目に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとする。



機械器具等	主要な検査項目
火災報知設備の感知器	感度
住宅用防災警報器	感度及び感知後の火災警報の作動

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。